

日医発第 340 号（保 74）
平成 24 年 7 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

ペンレステープ 18mg 及びイメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、同 125mg の薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項通知の一部改正について

平成 24 年 6 月 22 日付け保医発 0622 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長通知により、ペンレステープ 18mg 及びイメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、同 125mg の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、平成 24 年 6 月 22 日付けで各製剤の薬事法上の効能・効果等が変更されたことに伴うものであり、具体的な改正内容については、下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

記

1. 薬事法上の効能・効果等の変更について

(1) ペンレステープ 18mg

変更後	変更前
【効能又は効果】 1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和 2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和	【効能又は効果】 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和

(2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、同 125mg

変更後	変更前
【用法及び用量】 他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。	【用法及び用量】 他の制吐剤との併用において、通常、成人にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。

※効能・効果等の変更に伴い、用法及び用量に関連する使用上の注意等も変更されておりますので、使用に当たっては新しい添付文書をご参照ください。

2. 保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正について

(1) ペンレステープ 18mg

「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」(平成6年12月2日保険発第170号)の一部改正

改正後	改正前
ペンレステープ 18mg に関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「 <u>1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和</u> <u>2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和</u> 」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。	ペンレステープ 18mg に関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「静脈留置針穿刺時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。

(2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、同 125mg

「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日保医発第 1211 第 4 号)の一部改正

改正後	改正前
<p>イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg</p> <p>本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与 1 日目は 125mg を、2 日目以降は 80mg を 1 日 1 回、経口投与する。」とされているが、3 日分を 1 包装として 1 セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。</p> <p>例)</p> <p>① イメンドカプセル 125mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 1 日分</p> <p>② イメンドカプセル 80mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 2 日分 (①を服用後、2 日目から服用)</p>	<p>イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg</p> <p>本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与 1 日目は 125mg を、2 日目以降は 80mg を 1 日 1 回、経口投与する。」とされているが、3 日分を 1 包装として 1 セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。</p> <p>例)</p> <p>① イメンドカプセル 125mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 1 日分</p> <p>② イメンドカプセル 80mg 1 カプセル 1 日 1 回 朝食後 2 日分 (①を服用後、2 日目から服用)</p>

以上

(添付資料)

1. ペンレステープ 18mg 及びイメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、同 125mg の薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項通知の一部改正について
(平 24. 6. 22 保医発 0622 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長通知)



保医発0622第3号
平成24年6月22日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

ペンレステープ18mg及びイメンドカプセルセット、イメンドカプセル80mg、
同125mgの薬事法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項通知の一部改正について

標記については、それぞれ、「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成24年6月22日付けで本薬剤の薬事法上の用法・用量等が変更されたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正し、平成24年6月22日から適用することとしますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 ペンレステープ18mgに係る留意事項について

「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」（平成6年12月2日保険発第170号）の記の1の(4)の②を次のように改める。

ア 本薬剤は、「1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和 2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。

イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。

ウ 本薬剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。

2 イメンドカプセルセット、イメンドカプセル80mg、同125mgに係る留意事項について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日保医発1211第4号）の記の2の(2)を次のように改める。

本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされているが、3日分を1包装として1セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。

例)

- ① イメンドカプセル125mg 1カプセル
1日1回 朝食後 1日分
- ② イメンドカプセル80mg 1カプセル
1日1回 朝食後 2日分
(①を服用後、2日目から服用)

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」(平成6年12月2日保険発第170号)記1の(4)の②

改正後	現 行
<p>1 (4) ② ペンレステープ18mgに関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「<u>1. 静脈留置針穿刺時の疼痛緩和</u>」<u>2. 伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和</u>」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。</p>	<p>1 (4) ② ペンレステープ18mgに関する保険適用の上の取扱い ア 本製剤は、「静脈留置針穿刺時の疼痛緩和」に使用した場合に算定するものであること。 イ この場合、翼状針は留置針に含まれないこと。 ウ 本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できないこと。</p>

◎使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について(平成21年12月11日保医発1211第4号)記2の(2)

改正後	現 行
<p>2 (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg 本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人及び12歳以上の小児にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされているが、3日分を1包装として1セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。</p> <p>例)</p> <p>① イメンドカプセル 125mg 1カプセル 1日1回 朝食後 1日分</p> <p>② イメンドカプセル 80mg 1カプセル 1日1回 朝食後 2日分 (①を服用後、2日目から服用)</p>	<p>2 (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80mg、イメンドカプセル 125mg 本製剤の用法・用量は、「他の制吐剤との併用において、通常、成人にはアプレピタントとして抗悪性腫瘍剤投与1日目は125mgを、2日目以降は80mgを1日1回、経口投与する。」とされているが、3日分を1包装として1セット規格になっている製剤については、以下に示す例を参考に請求を行うこと。</p> <p>例)</p> <p>① イメンドカプセル 125mg 1カプセル 1日1回 朝食後 1日分</p> <p>② イメンドカプセル 80mg 1カプセル 1日1回 朝食後 2日分 (①を服用後、2日目から服用)</p>

